

生食輸発0809第1号
平成28年8月9日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部
監視安全課輸入食品安全対策室長
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について
(スペイン産うるち米のテブコナゾール及びペルー産カカオ豆の2,4-D)

標記については、平成28年3月31日付け生食輸発0331第1号(最終改正:平成28年8月4日付け生食輸発0804第3号)にて通知したところです。

今般、輸入時のモニタリング検査において、スペイン産うるち精米及びペルー産生鮮カカオ豆において食品衛生法違反の事例があったことから、同通知の別表1を下記のとおり改正するので、御了知の上、関係営業者へ周知方よろしくお願いいたします。

記

1. スペインの項中、

対象国・地域	製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
スペイン	うるち米(粉を含む。)		テブコナゾール	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.05ppm)を超えるテブコナゾールが検出されるおそれがあるため。

を追加し、

2. 別表1中、

対象国・地域	製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
ペルー	カカオ豆及びその加工品（簡易な加工に限る。）		2,4-D	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値（0.01ppm）を超える2,4-Dが検出されるおそれがあるため。

を追加する。